

# 「障害者虐待防止法」の施行と「障害者虐待防止センター」

～北九州市障害者基幹相談支援センターに機能付加される

障害者虐待防止センターに期待されること～

彼岸花の朱色が目に鮮やかな9月20日（木）に第171回障害者地域生活支援研究会が開催されました。

今回のテーマは『「障害者虐待法」の施行と「障害者虐待防止センター」～北九州市障害者基幹相談支援センターに機能付加される障害者虐待防止センターの期待されること～』。

10月1日から施行される障害者虐待防止法で、障害者を取り巻く状況がどのように変わるのかが注目されている内容がテーマとなりました。

まずはじめに、福岡県弁護士会北九州支部 弁護士 河原一雅さん に法律の専門家としてお話を頂きました。障害者虐待防止法は、難しく複雑な面もあるため、支援研究会の限られた時間だけで説明するのは難しいところがあるとのことでしたが、図式等を活用して頂きながら、ポイントを押さえて分かりやすく説明して頂きました。

その中で“障害者虐待防止法がなぜ必要か”という、「障害がなければ、“自力解決”することが原則であるものの、知的障害や発達障害の場合、虐待からの救済手段が少なく、自力では抜け出せなることが多いから」とのことでした。

続いて、北九州市保健福祉局障害福祉部 発達障害支援担当係長 矢野一智さん より行政の立場から『北九州市における障害者虐待対応について』と題し、基幹相談支援センターに障害者虐待防止センター機能を付設した目的や経緯、各区役所と障害者虐待防止センターの協力体制等についてと、実際に虐待の通報を受けてからの対応のながれを“養護者”“障害者福祉施設従事者”“使用者”それぞれの事例をもとに説明して頂きました。状況等により、対応方法や関係機関との連携・協働内容等が異なるのですが、虐待を防止するためには様々な機関との密な連携が必要とのことでした。

次に、北九州市障害者地域生活支援センター 主任 米村知希子さん から『北九州市障害者基幹相談支援センターの設置する“北九州市障害者虐待防止センター”について』お話を頂きました。高齢者や児童等、虐待防止施策に取り組んでいる先進分野から学ぶことが多く、参考にしながらも、「これまで障害のある人たちに関わってきた“専門性”を活かしながら、今後の虐待防止に取り組んでいきたい」と、意気込みを語って頂きました。



しえんちゃん

児童虐待防止法は2000年。高齢者虐待防止法は2006年に施行されているよん。

最後に、北九州市地域包括支援センター門司3 社会福祉士 篠原博幸さんに6年間高齢者虐待防止業務に携わってきた経験から、『高齢者虐待の現状と実際の課題について』お話を頂きました。その中で「虐待の認識を持つことの難しさ」「介護者を虐待者にさせないこと」「予防の大切さ」そして何より「チームアプローチの必要性」「共有していくことの重要性」等、今後障害者虐待の取り組みを進めていく上で重要なキーワードとなる話がありました。

障害者虐待防止法は、障害のある人たちの現状を踏まえて考えてみても、大切なのは「携わる人間の意識をまずは変えること」だと思いました。そのために障害者虐待防止法の周知等の啓発活動が必要で、参加者の方からのご意見でもその必要性が伺われました。

本日の参加者は86名、その内21名の新規の方にご参加頂きました。ありがとうございました。

「障害者虐待防止法」の正式名称は『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律』と言うんだって。これは覚えておきたいね。

けんたくん

※こちらの議事録は北九州市障害者自立支援協議会のホームページでもご覧いただけます。

<http://kitakyushu-net.shien-c.com/>